

市営住宅入居者募集における「抽選方式」の導入について

市営住宅入居者募集において、募集する全ての住宅で住宅困窮度評価による「ポイント方式」による選考を行っていますが、高齢者、障害者、ひとり親世帯以外の世帯はポイントによる加点がされづらく、なかなか入居できない状況であり、高齢化等による団地内でのコミュニティ活動の停滞等が問題となっています。

このため、様々な世帯に入居の機会を提供するとともに、選考基準の分かりやすさや納得感を増すこと等を目的に、次回の募集から一般世帯向住宅に「抽選方式」を導入することとしましたので、お知らせします。

なお、一般世帯向住宅以外の住宅については、従来どおり住宅困窮度評価に基づく「ポイント方式」による選考を継続します。

1 抽選方式を導入する住宅

抽選方式を導入する住宅は、2人以上(3DKは4人以上)の親子を主体とした世帯が申込みできる一般世帯向住宅です。

また、障害者世帯、母子・父子世帯、子育て世帯、多数回落選世帯等には、優遇措置(倍率優遇2倍(最大3倍))を実施し、抽選を行います。

2 抽選方法

公開抽選を行います。

3 一般世帯向住宅以外の住宅

従来どおり、住宅困窮度評価に基づく「ポイント方式」による選考を継続する住宅は、次のとおりです。

- ・一般単身者向住宅
- ・多人数世帯向住宅
- ・障害者世帯向住宅
- ・障害者単身者向住宅
- ・老人世帯向住宅
- ・高齢者世帯向住宅
- ・高齢者単身者向住宅

4 導入時期等

平成29年5月予定の入居者募集から実施を予定しています。

募集する住宅名及び戸数並びに詳細な申込条件等については、5月募集の「市営住宅募集のしおり」をご覧ください。